

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定小児慢性特定疾病指定医の指定の取消し
概要	児童福祉法施行規則の規定に基づき処分基準に該当する場合には、指定小児慢性特定疾病指定医の指定について取り消しを行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法施行規則第7条の16 大阪市小児慢性特定疾病指定医の指定に係る事務取扱要領（大阪市保健所管理課に設置）
処分基準	指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行ったとき、その他指定医として著しく不相当と認められるとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html
備考	